

下関市障害者福祉施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市障害者福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 社会福祉法人等（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱（社会福祉施設等）」という。）

第2の4の表に規定する社会福祉法人等をいう。以下同じ。）が整備する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項の障害福祉サービス事業を行う施設、同条第11項の障害者支援施設及び同条第18項の相談支援を行う事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項の障害児通所支援を行う事業所及び同条第7項の障害児相談支援を行う事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる施設の整備（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国交付要綱（社会福祉施設等）第2の3の(2)及び(3)に規定する施設整備

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日付けこ成事第370号こども家庭庁長官通知。以下「国交付要綱（障害児施設等）」という。）4に規定する施設に係る国交付要綱（障害児施設等）5の表に規定する施設整備

2 補助対象事業に要する費用のうち、国交付要綱（社会福祉施設等）第2の5及び国交付要綱（障害児施設等）7に掲げる費用については、補助金の交付の対象としないものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める算定方法により算定した額とする。

(1) 国交付要綱（社会福祉施設等）第2の3の（2）及び（3）に規定する施設整備 国交付要綱（社会福祉施設等）第2の6の規定を準用して算定した額。この場合において、国交付要綱（社会福祉施設等）第2の6の（1）ウ中「イにより算出した額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額の合計額とを比較して」とあるのは「イにより算出した額とを比較して」と、国交付要綱（社会福祉施設等）第2の6の（1）エ中「（ア）から（エ）のうちいずれか少ない額」とあるのは「（ア）から（ウ）のうちいずれか少ない額」と、国交付要綱（社会福祉施設等）第2の6の（3）イ中「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額と、都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額とを比較して少ない方の額」とあるのは「4（1）の表の⑥欄に定める県補助率を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(2) 国交付要綱（障害児施設等）4に規定する施設に係る国交付要綱（障害児施設等）5の表に規定する施設整備 国交付要綱（障害児施設等）8の（4）イの規定を準用して算定した額。この場合において、国交付要綱（障害児施設等）8の（4）イ（イ）中「国の負担割合」とあるのは、「国及び都道府県の負担割合を合計したもの」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）は、下関市障害者福祉施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に關係書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、

予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第6条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金の交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助対象事業の内容の変更等)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ下関市障害者福祉施設整備費補助金変更交付申請書(様式第2号)を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場

合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第8条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から20日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに下関市障害者福祉施設整備費補助金事業実績報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。ただし、市長は、補助対象事業の性質上特に認める場合は、実績報告書を提出する期限を変更し、又は実績報告書の提出若しくはこれに添付すべき書類の添付を省略させることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金等の交付)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び補助対象事業に係る収支についての一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前 2 項の規定は、第 12 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問

をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市障害者福祉施設（共同生活介護・共同生活援助）整備費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和5年12月19日から適用する。

年 月 日

（宛先）下関市長

法人等所在地
法人名等
代表者職氏名

下関市障害者福祉施設整備費補助金交付申請書

下関市障害者福祉施設整備費補助金について、下関市障害者福祉施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助対象事業の目的

補助対象事業の内容

補助対象事業に要する経費 金 円

申請額 金 円

（添付書類）

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 交付申請一覧表 | 別紙（1） |
| 2 | 施設整備申請額内訳 | 別紙（2） |
| 3 | 事業計画 | 別紙（3） |
| 4 | 収支予算書（見込）抄本 | |
| 5 | その他参考となる資料 | |

年 月 日

（宛先）下関市長

法人等所在地
法人名等
代表者職氏名

下関市障害者福祉施設整備費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった下関市障害者福祉施設整備費補助金について、事業内容の変更に伴い補助金の額に変更が生じたので、下関市障害者福祉施設整備費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

| | | |
|-------------|---|---|
| 既 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 変 更 後 の 額 | 金 | 円 |
| 変 更 額 | 金 | 円 |

（添付書類）

- | | |
|---------------|-------|
| 1 変更理由書 | 別紙（1） |
| 2 変更交付申請一覧表 | 別紙（2） |
| 3 施設整備変更申請額内訳 | 別紙（3） |
| 4 収支予算書（見込）抄本 | |
| 5 その他参考となる資料 | |

年 月 日

（宛先）下関市長

法人等所在地
法人名等
代表者職氏名

下関市障害者福祉施設整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度下関市障害者福祉施設整備費補助金について、事業を完了したので、下関市障害者福祉施設整備費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

精 算 額 金 円

（添付書類）

- | | | |
|---|-------------|-------|
| 1 | 精算額一覧表 | 別紙（1） |
| 2 | 施設整備精算額内訳 | 別紙（2） |
| 3 | 事業実績報告書 | 別紙（3） |
| 4 | 収支決算書（見込）抄本 | |
| 5 | その他参考となる資料 | |